



石綿ばく露防止に係る 新たな規則に関する説明会

岡山労働局 労働基準監督署
【共催】岡山産業保健総合支援センター

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあり、適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月1日以降、石綿障害予防規則が改正され、建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が順次強化されます。

改正内容は、建築物の事前調査について、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務化(令和5年10月～)、石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることの義務化(令和3年4月～)、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務化(令和4年4月～)など、多岐にわたっています。

専門家の解説により、新たな規則に適切に対応するための説明を行います。

建築物等の解体・改修工事の受注者等関係者の皆さんの多数のご参加をお待ちしています。

開催日時・場所など

参加申込み締切日 令和2年12月28日(月)(申込み方法等は裏面です。)

会場	開催日時	開催場所	定員
岡山会場	令和3年1月20日(水) 13:30～16:00	おかやま西川原プラザ 2階会議室 岡山市中区西川原255番地	80名
津山会場	令和3年1月22日(金) 13:30～16:00	津山リージョンセンター ペンタホール 津山市大田920	80名
倉敷会場	令和3年2月2日(火) 13:30～16:00	くらしき健康福祉プラザ プラザホール 倉敷市笹沖180番地	80名

主なプログラム

※プログラムの内容は都合により一部変更となる場合があります。ご了承ください。

- ①石綿ばく露防止に関する改正規則について
(岡山労働局 健康安全課 担当官)
- ②石綿の作業環境管理、作業管理について
(岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員 労働衛生コンサルタント 横溝 浩 氏)
- ③石綿による健康障害について
(アスベスト疾患研究・研修センター 所長
岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員 岸本 卓巳 氏)

「石綿ばく露防止に係る新たな規則に関する説明会」参加申込書

岡山労働局健康安全課 あて

FAX 086-231-6471

メール kenkouanzenka-okayamakyoku@mhlw.go.jp

申込に係る情報は共催の機関で共有させていただき、本セミナーの開催、各種資料送付、ご案内等のみに利用させていただきます。

参加される会場に「○」をしてください。

岡山会場 1月20日(水)			津山会場 1月22日(金)		倉敷会場 2月2日(火)	
事業場名						
所在地	〒					
参加予定者 (2名まで)	職名		御芳名			
電話番号						
担当者御芳名				業種		

お問合せ先 岡山労働局健康安全課 ☎ 086-225-2013

- 参加ご希望の方は、参加申込書に所定事項をご記入の上、上記のあて先にFAXまたはメール(kenkouanzenka-okayamakyoku@mhlw.go.jp)にてお申し込みください。
- 入場券等は発行しませんのでご了承ください。(キャンセル、人数変更の場合はご連絡をお願いします。)
- **参加申し込み締切日 令和2年12月28日(月)**
- 定員に達した時点で受付を締め切りとさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスク着用、検温実施にご理解・ご協力をお願いします。